

## 板橋区景観計画の変更（板橋宿不動通り地区景観形成重点地区指定）について

かねてより取り組んでいた、「板橋区景観計画」における板橋宿不動通り地区の景観形成重点地区への指定について、各関係者協議及び所定の手続きが整ったことから、「板橋区景観計画」を変更するものである。

### 1 「板橋区景観計画」について

区は、平成23年3月に景観行政団体となり、また同年8月には、「板橋区景観計画」を策定の上、その運用を開始し事前協議及び景観の届出を通し、都市景観の推進を図るため指導・誘導を行っている。

また区は、景観計画の展開において、大切な景観資源を活かし、良好な景観形成の実現に向け、区民及び事業者との協働により、東京で一番住みたくなる魅力あるまちをめざし、都市景観の更なる拡充となる取組を進めているところである。

### 2 「景観形成重点地区」の概要及び変遷

板橋区景観計画においては、「一般地域」と「景観形成重点地区」（以下、「重点地区」と言う。）に分け、運用を行っている。一般地域は、区全域を対象とし、重点地区は、区内でも特に良好な景観の形成を図る必要があると認められる区域を指定することとしている。

重点地区では、区全域を対象とする景観形成の基本方針に加え、地区特性を活かした独自の景観形成を定め、建築物等の規模に関係なく、地区にふさわしい届け出対象行為や景観形成基準による規制・誘導を図ることができる。

これらに基づき重点地区については、景観計画の策定時から区北西部の都立赤塚公園周辺で武蔵野台地の名残が感じる一帯を「板橋崖線軸地区」として、区南東部の石神井川沿いの桜並木一帯を「石神井川軸地区」として2地区を指定している。その後、区南東部、北区境の「加賀一・二丁目地区」を平成26年1月に、区中央南部の「常盤台一丁目・二丁目地区」を同年8月に重点地区に追加指定し、現在4地区が重点地区となっている。

この度、地域の要請を受け、区の重点地区指定方針に基づき、区南東部の「板橋宿不動通り地区」を第5番目の重点地区に指定するものである。

### 3 「板橋宿不動通り地区」の経緯

板橋宿不動通り地区は、平成29・30年度の2年間を通し不動通り商店街が中心となり、景観まちづくりについて勉強会を重ね、重点地区の指定に向けた協議・検討を行ってきた。

その後、令和元年6月に勉強会から「板橋宿不動通り地区景観まちづくりプラン」が区に提出され、併せて当該地区を重点地区に指定するよう要請があった。

それを受け区では、この住民案を基に、関係部署と調整し、板橋区景観審議会や住民説明会などを通して協議・検討を行い、板橋宿不動通り地区を重点地区に追加指定する内容

